

北労発基 0922 第 5 号
令和 5 年 9 月 22 日

関係団体 各位

厚生労働省北海道労働局長
(公 印 省 略)

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令等の施行について（周知依頼）

労働基準行政の推進につきまして、日頃より格別の御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今般、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和 5 年政令第 265 号）及び労働安全衛生規則及び労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令（令和 5 年厚生労働省令第 108 号）については、令和 5 年 8 月 30 日に公布され、公布日から施行（一部については、令和 7 年 4 月 1 日から施行）されたところです。

つきましては、本改正の内容等については別添のとおりですので、御了知いただきますとともに、傘下会員事業場等への周知をお願い申し上げます。

担当 北海道労働局労働基準部健康課
電話 011-709-2311 内線 3563